

公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則

平成23年9月16日	規則第1号
改正 平成26年12月12日	規則第2号
改正 平成28年3月24日	規則第2号
改正 平成29年3月23日	規則第4号
改正 平成30年3月23日	規則第4号
改正 平成31年3月22日	規則第3号
改正 令和2年3月25日	規則第4号

財団法人茨木市文化振興財団役員等報酬及び費用弁償規則（平成8年財団法人茨木市文化振興財団規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬等に関する必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員及び評議員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、通勤手当、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 月額 280,000円
 - (2) 通勤手当 公益財団法人茨木市文化振興財団職員給与規則第14条（平成21年規則第2号）の規定に基づき算出される額
 - (3) 賞与 6月1日及び12月1日にそれぞれ在任する常勤役員に対して、別表第1に定める算式により算出される額を支給する。
 - (4) 退職手当 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会、監査その他の会議への出席1回につき9,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会その他の会議への出席1回につき9,000円とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、非常勤の役員又は評議員が、同日に報酬の支給の対象となる複数の会議に出席した場合の報酬の額は、出席1回の額とする。

（報酬等の支給方法）

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当 每月 18 日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）
- (2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月
- (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後 1 か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、会議に出席した都度支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、会議に出席した都度支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の報酬等にあっては、その遺族）に支払う。ただし、本人から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、第 3 条第 4 項に規定する複数の会議に出席した場合の報酬は、出席した最初の会議のときに支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(旅費)

第6条 役員及び評議員が、業務（理事会、監査、評議員会その他の会議への出席を除く。）のため出張したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及びその支給方法については、公益財団法人茨木市文化振興財団職員の旅費の額及びその支給方法の例による。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行の登記の日」という。）から施行する。
- 2 移行の登記の日の前日に財団法人茨木市文化振興財団（以下「旧法人」という。）の常勤の役員として在職し、移行の登記の日以降引き続きこの法人の常勤の役員となった者

の在職期間は、その者の旧法人の常勤の役員としての在職期間を、この法人の常勤の役員としての在職期間とみなす。

附 則（平成 26 年規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 12 月 12 日から施行し、改正後の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 26 年度の 12 月に支給する賞与に限り、改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、「167.5/100」とあるのは「175/100」とする。

附 則（平成 28 年規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 3 月 24 日から施行し、改正後の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度の 12 月に支給する賞与に限り、改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、「172.5/100」とあるのは「177.5/100」とする。
- 3 改正前の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則の規定に基づき支給された賞与は、改正後の規則の規定による賞与の内払とみなす。

附 則（平成 29 年規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 23 日から施行し、改正後の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年度の 12 月に支給する賞与に限り、改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、「177.5/100」とあるのは「182.5/100」とする。
- 3 改正前の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則の規定に基づき支給された賞与は、改正後の規則の規定による賞与の内払とみなす。

附 則（平成 30 年規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 30 年 3 月 23 日から施行し、改正後の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は平成 29 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年度の 12 月に支給する賞与に限り、改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、「182.5/100」とあるのは「187.5/100」とする。
- 3 改正前の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則の規定に基づき支給された賞与は、改正後の規則の規定による賞与の内払とみなす。

附 則（平成 31 年規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 3 月 22 日から施行し、改正後の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 30 年度の 12 月に支給する賞与に限り、改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、「170/100」とあるのは「187.5/100」とする。
- 3 改正前の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則の規定に基づき支給された賞与は、改正後の規則の規定による賞与の内払とみなす。

附 則（令和 2 年規則第 4 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、改正後の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は令和元年 12 月 1 日から適用する。
- 2 令和元年度の 12 月に支給する賞与に限り、改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、「172.5/100」とあるのは「175/100」とする。
- 3 改正前の公益財団法人茨木市文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規則の規定に基づき支給された賞与は、改正後の規則の規定による賞与の内払とみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

6 月の賞与	報酬月額 × 172.5/100
12 月の賞与	報酬月額 × 172.5/100

別表第 2（第 3 条関係）

$$\text{報酬月額} \times \text{在任月数} \text{ (1 月未満の端数は切り上げ)} / 12 \times 60 / 100$$